

—やまと—

# 民商しんぶん

中小業者が希望の持てる 新時代を切り開こう

発行者 **大和民主商工会**

〒 242-0006 神奈川県大和市南林間1-7-7

TEL 046-274-3361 FAX 046-274-7129

E-Mail [info@yamatominsho.jp](mailto:info@yamatominsho.jp)

HP <http://www.yamatominsho.jp>

会費の15日納入にご協力下さい

## 仲間を広げて民商の値打ちを光らせよう！！



### 営業と暮らしを守れ！

民商はこの1年、「消費税5%への減税とインボイス実施中止」の声を自治体や政府に届け、コロナ対策の給付金、協

### 中小業者の

7月24日 日曜日大和市生涯学習センターにおいて、大和民商第64回定期総会が開催されました。  
鈴木普会長より、7月に行われた参議院選挙の総括、長引く新型コロナウイルス感染症で、中小業者がいかに過酷な経営環境を強いられてきたかが語られました。今年に入ってからロシアのウクライナ侵略による世界情勢の混乱や、アベノミクス、高騰を招いており、中小業者の経営環境はますます悪化しています。

## 大和民商第64回定期総会

力金などの申請も集団で取り組んできました。2020年に立ち上げた「コロナ対策特別委員会」は、依然コロナが収束しない状況が続く、現在までの2年半にわたり活動が継続されています。県の協力金申請では婦人部も協力し、昨年の7月以降、約60人が7回分を申請し、受給額は4億2630万円、昨年の11月から対象になった事業復活支援金は約75人が申請し、受給額は5076万円でした。他に、前期からの継続で月次支援金、雇用調整助成金などの申請をサポートしてきました。

代表発言では、「業者要求と政治のかかわり」と題して綾瀬支部の森さんが、「選挙前のテレビ放送でも自民党は消費税を社会保障に回しているという事を自信満々に言っていたが、実際は消費税が導入されて以来、社会保障が改悪され続けている、それに伴って大企業は内部留保をためまくっている。赤字でも、そして生活必需品の買い物にもかかる消費税、更には中小業者にさらなる税負担を強いるインボイス制度が来月10月に実施されます。これらを絶対に中止させなければいけない。」と発言されました。

その後、自由発言として、大和市のまた来てねクーポンの活用例や、物価高騰で材料の高騰、農業従事者がインボイス制度の導入でどれだけの影響を受けるかなど、たくさんの方の発言が交わされました。  
まとめ報告では小林事務局長より、インボイス制度によって、中小業者の取引中止や課税業者への転向、値引き強要などが求められ最終的には淘汰される可能性があることなどが報告されました。  
新三役については、会長、鈴木普会長、副会長、加藤貞一副会長、今井裕次副会長が再選されました。

## 原水爆禁止2022年世界大会

今年8月に広島と長崎で開かれる原水爆禁止2022年世界大会は、国連、諸国政府と私たち市民社会が共同して、核兵器禁止の時代を切り開く歴史的な大会です。

テーマは 被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を

人類と地球の未来のために

- 8/4 (木) 原水爆禁止2022年世界大会一開会総会
- 8/4 (木) 国際会議全体会議 (1日目)
- 8/5 (金) 国際会議全体会議 (2日目)
- 8/5 (金) テーマ別集会、特別集会、碑めぐり、遺跡巡り
- 8/6 (土) 原水爆禁止2022年世界大会  
—ヒロシマデー集会—
- 8/9 (火) 原水爆禁止2022年世界大会  
—ナガサキデー集会—

zoomによるライブ配信も行っています。大和民商では7日日曜日の17時からオンラインで参加します。是非ご参加ください！



新三役の3人(今井副会長欠席)



# 国保減免・予定納税減額申請書き込み会



で強制的に店を閉めさせられ1年間に渡って翻弄され続けました。中には好きな商売がこれの先でできないのではないかと不安から体調を崩す会員も一人や二人ではありません。更にここに来てこの高額な納税の通知書にどの会員も怒り心頭です。

この書き込み会で飲食業の会員にお話を伺うと「今年の3月にまん延防止が解除されても客足は途絶えたまま、国もマスクもこぞって飲食店がコロナ感染拡大の原因みたい報道したからお客さんは全然戻らない、しかもここに来てまた感染者が増え続けている。そこにこの高額の税金の支払い、もうどうしたら良いか不安ばかりです」と話す会員も国民健康保険の減免は市によって異なりますが、その対象は昨年度と比べて今年の収入が3割以上減少すると見込まれる場合に活用できるものです。ここ大和市に関しては昨年度の協力金は除いて計算することが求められています。

## 税金！税金！もう限界！

7月5日（火）と12日（火）の二回に渡り民商事務所に於いて、国民健康保険料（税）減免・予定納税の減額申請書、書き込み会を開催しました。今回は主に飲食業の会員が参加しました。飲食業者は昨年度給付された、時短・休業協力が収入に加算されたため今まで見たこともない額の国保料（税）や予定納税、個人事業税の通知書が届き、戸惑った会員から民商事務所に問い合わせが相次ぎました。

民商はこれまで一貫してこの協力は休業や営業を限定させることに對するお見舞金的意味合いが強いので税金を計算する際にはこれを含めるなという運動を厚生労働省に對しても行ってきました。国は飲食店に對し緊急事態宣言やまん延防止措置を理由にアルコールの提供は禁止、カラオケは認めないなど根拠があいまいなコロナ対策

分の所得に對する納税額を前払いする仕組みになっていきます。予定納税を行う義務があるか否かの判断は、基本的には前年分の確定申告で申告納税額が15万円を超えているかどうかによって判断します。15万円を以上の納税があった場合には、予定納税が発生します。実際に納める予定納税額は、前年分の確定申告で申告した納税額の3分の2です。

予定納税額の支払い時期は7月と11月の2回です。予定納税を行う必要のある人は、本年分の所得税を7月と11月に先払いで納付することになります。

### 予定納税の納付時期

第1期…7月1日～7月31日の間  
第2期…11月1日～11月30日の間

第1期、第2期の予定納税の金額はあくまでも前年の申告納税額をもとに計算した概算額です。翌年3月の本年分の確定申告により正しい金額との調整を行うこととなります。予定納税額が多すぎた（今年の所得が昨年に比べて少ない）場合には確定申告で納付の義務はなく、逆にお金が返ってくる「還付」になります。

## 個人事業税について

個人事業税を支払う対象者は、個人事業主であり、所得が290万円以上かつ、個人事業税の該当業種を行っていることです。所得とは売上から経費を引いた金額のことで、この金額が290万円を超えると個人事業税の納税義務が発生します。

税率は業種ごとに決まっていますが、飲食業の場合は5%です。

したがって事業税の額は、  
「（所得－290万円）×5%」  
というようになります。

所得が290万円に満たなければ課税はされません。

## 民商からのお知らせ

### 夏休みのお知らせ

大和民商事務局は8月13日（土）～15日（月）まで夏休みのためお休みをさせていただきます。会員の皆様にはご迷惑、ご不便をおかけいたしますが何卒宜しくお願い致します。

### 夏休み期間

8月13日～15日

## 無料法律相談

大和民商では毎月一回、弁護士による無料の法律相談を行っています。ご希望の方は、大和民商までお気軽にご連絡ください。

8月22日（月）19時から  
（大和民商事務所）

## 記帳学習会のお知らせ

8月12日（金）  
13時～15時  
8月19日（金）  
19時～21時

（大和民商事務所）